

1) 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- 健康保険法指定医療機関
- 救急告示指定医療機関
- 労災保険指定医療機関
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づく第一種及び第二種協定指定医療機関
- 結核予防法36条に基づく指定医療機関
- 特定検診、保険指導実施機関
- 国民健康保険療養取扱機関
- 生活保護法指定医療機関
- 原爆被爆者指定医療機関

【基本診療料】

医科：地域包括ケア病棟入院料2
 診療録管理体制加算2
 感染対策向上加算3
 データ提出加算
 電子的診療情報連携体制整備加算3（外来）
 電子的診療情報連携体制整備加算2（入院）
 連携強化加算
 サーベイランス強化加算
 認知症ケア加算3
 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
 入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）
 歯科：初診料（歯科）の注1に掲げる基準

【特掲診療料】

医科：二次性骨折予防継続管理料2
 救急外来医学管理料3
 救急患者連携搬送料2
 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
 CT撮影及びMRI撮影
 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
 ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5
 二次性骨折予防継続管理料3
 がん治療連携指導料
 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する
 遠隔画像診断
 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
 入院ベースアップ評価料（Ⅶ1）
 歯科：CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5
 歯科技工所ベースアップ支援料

2) 【入院時食事療養について】

入院食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理させた食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額（Ⅰ食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（Ⅰ食あたり）
一般（下記以外）	一般（下記以外）	550円
		指定難病患者、小児慢性特定疾患患者児童 330円
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	270円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	130円

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは老齢福祉年金受給者